

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	認可対象会社を子会社とする場合の認可（漁連）	根拠条項	第 1 0 0 条第 1 項（第 8 7 条の 3 第 4 項準用）
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定によることとする。		
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課
交付機関	生産者支援課	標準処理期間	1 月
		標準經由期間	日
		目次	1 5 1